○国土交通省告示第千六十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社住宅性能評価センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	杉山　正博
変更後	田野邉幸裕

(2)　変更年月日

平成二十一年七月三十一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	杉山　正博
変更後	加藤　隆弘

(2)　変更年月日

平成二十一年七月三十一日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	蛭田　清三、池田　照彦、小野　勝夫、奥西　健三、田中　隆、芳賀　敬二、茂住　昌幸、羽場麻里子
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十一年八月二十五日

○国土交通省告示第千七十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十五条第二項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録講習機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第二十五条第二項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

1

二　登録講習機関の氏名又は名称

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	石川　哲久
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十一年八月二十七日

○関東地方整備局告示第三百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道十四号	市川市稲荷木一丁目六六五番四地先から同市稲荷木一丁目四〇四番四地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月十三日

○九州地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十三日

九州地方整備局長　岡本　博

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
福岡県糸島郡二丈町大字深江字松原添一〇五七番一から同町大字深江字柳川二〇四六番二まで	前	七・八〇〇～一一・六〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・四〇〇～一二・六〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
大牟田市船津町四四一番一から佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉五二四二番一まで	前	A　六・八〇〇～一五・〇〇〇メートル B　二〇・七〇〇～一五九・五六〇キロメートル	
	後	A　六・八〇〇～一五・〇〇〇メートル B　二〇・七〇〇～一五九・五六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月十三日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千九百四十号那覇広域都市計画下水道事業中城湾南部流域下水道

三　事業施行期間　自平成八年十月十七日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし